

# セーフティネット保証

## 【5号認定】

### (1) 認定条件

○経済産業大臣より指定を受けた業種（※）に属しており、次の（イ）、（ロ）のいずれかの条件に当てはまれば、認定を受けることができます。

（※）指定業種は中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>よりご確認ください。

○なお、業種の特定は、添付書類の確認や申請者への聞き取りを通じて行います。特に、複数の業種を兼業されている場合はその都度ご確認ください。

#### ■（イ）・・・売上高の減少

○国が指定する業種に属する事業を行っており、申請直近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べて5%以上減少していること。

#### ■（ロ）・・・原油等仕入価格上昇による原価率上昇

○原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格（加工賃を含む）の引き上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

### (2) 申請の流れ

1. 裏面の必要書類を揃えて、町農林商工課（秦荘庁舎）へ提出してください。

（個人の場合）主たる事業所が愛荘町内にあること。

（法人の場合）登記上の主たる事業所がある愛荘町内にあること。ただし営業実態が無い場合は、実際に営業を行っている場所の市町になります。

2. 認定書の発行は申請日から数日必要となります。余裕を持ってご申請ください。

※（即日交付はできません。）

#### 【お問い合わせ先】

愛荘町役場 秦荘庁舎1階 農林商工課  
受付時間 : 平日8:30~17:15  
電話 : 0749-37-8051

※申請に必要な書類や申請方法は裏面をご覧ください。

# セーフティネット保証（5号）認定申請について

- ・認定書の発行は申請日から数日後となります。
- ・申請時に必要な書類は次のとおりです。

## ○提出書類一覧【5号－（イ）】

提出書類	提出部数	特記事項	備考
①認定申請書 （5号－イ－①, ②, ③）	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず両面印刷してください。</li> <li>・個人は実印、法人は法人印を押印してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は農林商工課窓口を設置しているほか愛荘町ホームページからダウンロードできます。</li> </ul>
②売上高報告書	1部		
③直近3ヶ月および前年同月3ヶ月の売上高等が確認できる書類	1部	（例）試算表、売上台帳、総勘定元帳、法人概況説明書などの書類となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各月の売上が確認できる書類を用意してください。</li> <li>・個人は実印、法人は法人印を押印してください。</li> </ul>	

## ○提出書類一覧【5号－（ロ）】

提出書類	提出部数	特記事項	備考
①認定申請書 （5号－ロ－①, ②, ③）	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人は実印、法人は法人印を押印してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は農林商工課窓口を設置しているほか愛荘町ホームページからダウンロードできます。</li> </ul>
②製品等価格明細書	1部		
③請求書、納品書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原油等の仕入価格がわかるもの。</li> </ul>	
④試算表、帳簿の写し等	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月別製品原価および原価に占める原油等の割合がわかるもの。</li> <li>※直近3ヶ月分、前年同月分が必要です。</li> </ul>	

## ○提出書類【共通】

申請者	必要書類	提出部数	特記事項
個人・法人	許認可証 （コピー可）	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可必要業種は提出してください。</li> </ul>
個人	確定申告書	1部（2年分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書に税務署印が無い場合は、当該年度の所得証明書を併せて提出ください。</li> <li>※電子申告の場合は、電子申告の完了を証明できる書類が必要となります。</li> </ul>
法人	決算報告書	1部（2期分）	
	登記簿謄本 （コピー可）	1通	<ul style="list-style-type: none"> <li>※発行から3か月以内、インターネットで取得したものは不可となります。</li> </ul>

### 【その他】

※申請直近3ヶ月とは、申込日の前月からの3ヶ月間をいいます。

例：4月中に申請する場合、1・2・3月の売上高で算出。なお、前月の売上高が算出できない場合は、前々月からの3ヶ月間の売上高で提出してください。

※ただし、平均売上高報告書の月は、最大で6ヶ月前まで遡ることができます。

例：4月申請の場合、10月・11月・12月の売上での申請が可能です。

※必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

※委任される場合は委任状をお願いします。